

国有林材の安定供給システム協定書（案）
（令和8年度 製品販売：一次）

国有林材の安定供給システムによる販売の実施に関し、四国森林管理局長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、協定締結年月日から令和9年3月31日まで下記により協定する。

その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 四国森林管理局長 田中 晋太郎 印

乙 住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
商号又は名称 〇〇〇〇〇〇〇〇
代表者氏名 〇 〇 〇 〇 印

記

第1条 甲乙双方は、信義に則り、相互に協力し、かつ、誠実にこの協定の遵守に努めるものとする。

第2条 甲は、この協定に基づく林産物の販売計画を別紙のとおり定めるとともに、当該林産物の安定供給に努めるものとする。

第3条 乙は、前条の計画に基づき供給される林産物の購入に努めるとともに、購入する林産物の利用及び加工・流通等に係る取組その他について、別添企画提案書の内容を踏まえたものとなるよう努めるものとする。

第4条 乙は、甲に対し、企画提案の内容に係る取組状況について報告を行うものとする。

第5条 林産物の販売は、森林管理署長又は森林管理事務所長と乙との売買契約に基づき行うものとする。

第6条 乙は、購入した林産物について、その売払いを受けた目的以外に使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡してはならない。

第7条 甲は、乙が前条の規定に反していた場合又は次の一に該当すると認められる場合は、この協定を解除することができる。

- （1）協定者が犯罪その他信用を失う行為を行ったとき
- （2）協定者が正当な理由なくして協定書及び売買契約書の規定に違反したとき
- （3）協定者が暴力団排除に関する特約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められたとき
- （4）協定者等が協定期間中に要件を失ったとき
- （5）その他この協定に反する行為を行ったとき

第8条 甲乙双方は、特に必要と認める場合は、協議の上、この協定の変更又は解除をすることができるものとする。

第9条 本協定の締結にあたり、次の特約条件を付するものとする。

- (1) 第2条に規定する林産物の販売計画については、別紙1に定めるものをいう。
- (2) 乙は、別紙2「暴力団排除に関する特約条項」を遵守するものとする。
- (3) 甲は、この協定に基づき販売する物件が、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたことを証明するものとする。
- (4) 乙は、合法性・持続可能性を確保した木材から生産された木材・木材製品であることを需要者にPRするよう努めるものとする。
- (5) 甲は、乙から前項の取組状況について、報告を求めることができるものとする。
- (6) 甲は、この協定に基づき販売する物件が、一般材かつ分別管理された間伐材のみであるときは、当該物件が間伐材であること、低質材のみであるときは、当該物件が間伐材等由来の木質バイオマスであることを証明するものとする。
- (7) 乙及び検知業務者は、素材が引渡場所に荷卸しされた以後における素材の管理を善良な管理者の注意をもって行うものとする。
- (8) 乙は、素材の検知以後における極積等の費用を負担するものとする。
- (9) 乙は、契約締結後において国有林野産物売払規程（以下「産物売払規程」という。）及び国有林野事業林産物売買契約約款（以下「売買契約約款」という。）等の規定に基づき、物件の種類、品質又は数量等が契約の内容に適合しないものであっても、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。
- (10) 林産物の販売は、この協定に基づき、安定的、計画的な国有林材の供給が図られるものであることから、予約割増率を適用するものとする。
- (11) 乙は、売買契約を締結した物件について、引渡の日から起算して30日以内に搬出を行うものとする。
- (12) 甲は、協定に基づく林産物の販売数量が協定数量の合計に対して3割を超過することが見込まれる場合は、乙と協議の上、変更協定を締結するものとする。
- (13) 令和8年9月期において、森林管理局長は協定者と協議の上、市況を踏まえた協定販売価格の見直しを行うものとする。

第10条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、定めるものとする。